

令和7年第1回柳津町議会定例会会議録

令和7年3月5日第1回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 小林 浩	5番 松村 亮	8番 田崎 信二
2番 渡邊 俊典	6番 岩淵 清幸	9番 荒明 正一
3番 磯目 泰彦	7番 新井田 順一	11番 齋藤 正志

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 会議事件は次のとおりである。

副議長の選挙について

議席の一部変更について

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

町長の説明について

一般質問（通告順）

議案第16号 令和7年度柳津町一般会計予算

議案第17号 令和7年度柳津町土地取得事業特別会計予算

議案第18号 令和7年度柳津町国民健康保険特別会計予算

議案第19号 令和7年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算

議案第20号 令和7年度柳津町介護保険特別会計予算

議案第21号 令和7年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算

議案第22号 令和7年度柳津町簡易水道事業会計予算

議案第23号 令和7年度柳津町下水道事業会計予算

報告第1号 予算特別委員会付託案件審査結果報告

議案第3号 柳津町学校・地域スポーツアドバイザー設置条例の制定について

議案第4号 柳津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て

- 支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5号 柳津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 柳津町下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 8号 令和6年度柳津町一般会計補正予算
- 議案第 9号 令和6年度柳津町土地取得事業特別会計補正予算
- 議案第10号 令和6年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第11号 令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第12号 令和6年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 議案第13号 令和6年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算
- 議案第14号 令和6年度柳津町簡易水道事業会計補正予算
- 議案第15号 令和6年度柳津町下水道事業会計補正予算
- 議案第24号 監査委員の選任同意について
- 議案第25号 副町長の選任同意について
- 議員提出議案第1号 柳津町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 柳津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 議案第26号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第27号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第29号 令和6年度柳津町一般会計補正予算

令和7年第1回柳津町議会定例会会議録

第1日 令和7年3月5日（水曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 小林 浩	6番 岩 渕 清 幸	9番 荒 明 正 一
2番 渡 邊 俊 典	7番 新井田 順 一	10番 松 村 亮
3番 磯 目 泰 彦	8番 田 崎 信 二	

2. 欠席議員は次のとおりである。

11番 齋 藤 正 志

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 小林 功	建設課長 横井 伸也
副町長 矢部 良一	みらい創生課長 鈴木 秀文
総務課長 菊地 淳一	保育所長 橋本 千恵
出納室長 天野 一保	教育長 神田 順一
町民課長 矢部 剛	教育課長 新井田 理恵
地域振興課長 杉原 満	公民館長 田崎 治
代表監査委員 岩佐 利昭	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 田崎 真一郎 主 査 鈴木 勝久

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1 副議長の選挙について
日程第2 議席の一部変更について
日程第3 会議録署名議員の指名について
日程第4 会期の決定について
日程第5 諸般の報告について
日程第6 町長の説明について

日程第7 一般質問（通告順）

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長

ただいまから、令和7年第1回柳津町議会定例会を開会いたします。（午前10時00分）

開議に先立ちまして、去る2月14日、逝去されました副議長、伊藤 純君のご冥福を祈り、謹んで黙禱をささげます。起立をお願いいたします。1分ほど黙禱をお願いいたします。

（黙禱）

○臨時議長

黙禱を終わります。ご着席ください。

副議長、伊藤 純君は、3期にわたり町議会議員として町政の発展に尽力され、その功績は誠に多大であり、突然の逝去は誠に痛恨の極みであります。ここに哀悼の意を表し、議会を代表して議会運営委員会委員長、岩渕清幸君より追悼演説を行います。よろしくお願ひします。

○議会運営委員会委員長

追悼の言葉。

議会を代表して、故伊藤 純副議長に対し謹んで哀悼の言葉を申し上げます。

1年半ほど前、突然、君の体が病魔に冒されていることを告げられました。その後の数回の手術、入退院を繰り返して病魔と闘っていることなどを耳にするたびに、心配してもおり、また、心を痛めておりました。それでも昨年、南東北病院で見舞ったときには、復帰への意欲を強く示してくれており、今回の議会からは復帰できるものと信じておりました。しかし、無情にも去る2月14日の午後、恐れていた訃報が届いてしまいました。驚きと深い悲しみに涙が出るのを抑え切れませんでした。ご家族の悲しみはいかばかりか、推しはかるすべもありません。

思い起こせば、平成27年の暮れに君から「来年の町会議員選挙に立候補するつもりなのでよろしく」と声をかけられました。そのとき私は「俺も出るかもしれない」と答えたのを覚えています。いや、むしろ立候補するかどうか迷っていた私の心が、そのときに定まりました。君と一緒に議員活動ができるならこんなにうれしいことはないという考えに至り、私も立候補することに踏み切りました。翌年の選挙では幸いにもお互いに当選し、町議会議員としての第一歩を歩み始めました。

それからの君は、議会選出の監査委員、議会運営委員、産業厚生常任委員長などを歴任し、昨年からは副議長に就任しました。その崇高な精神、高邁な理想により、町政の意思決定機

関としての議会運営に尽力され、その功績は住民の熟知しているところでもあります。また、私ども議員の尊敬するところでもあります。君にとっては、若い人たちに残したいことや伝えたいことがいっぱいあったんだろうと思います。志半ばで倒れた君の遺志を継承し、町民の声が届く議会、公平公正な議会となるよう努め、住んでいてよかった、住み続けたいと思ってもらえるようなまちづくりに向けてより一層、努力することを誓います。

その名のとおり、純な気持ちを持ち続け、その容姿のようにダンディーでスマートな生き方を貫いた伊藤 純という男がいたことを私たちは生涯忘れることはないでしょう。ありがとう。そして、さようなら。

残されたご家族が安寧に過ごされますこと、そして、故人のご冥福を心からお祈り申し上げます、町議会を代表して追悼の言葉といたします。

令和7年3月5日。

柳津町議会運営委員会委員長 岩淵清幸。

合掌。

○臨時議長

どうもありがとうございました。

これより本日の会議を開きます。

11番、齋藤正志君が病気療養のため、欠席届を提出されておりますので、報告いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

これから副議長選挙を行いますので、執行部及び傍聴人はしばらくの間、ご退席願います。

議員の方々は議員控室に移動願います。

◇

◇

◇

○臨時議長

暫時休議いたします。（午前10時10分）

○臨時議長

議事を再開いたします。（午前10時15分）

◇

◇

◇

◎副議長の選挙について

○臨時議長

日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議会事務局長 議場を閉鎖)

○臨時議長

ただいまの出席議員数は8名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に磯目泰彦君及び松村 亮君を指名します。

投票用紙を配ります。投票は、単記無記名であります。

(投票用紙の配付)

○臨時議長

投票用紙の配付漏れはありますか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人は投票箱が空であることを確認してください。お願いします。

(投票箱の点検)

○臨時議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順に投票願います。

○議会事務局長

では、私から読み上げます。

議席番号1番、小林 浩議員、投票をお願いします。では、続いて2番、渡邊俊典議員、3番、磯目泰彦議員、5番、松村 亮議員、6番、岩淵清幸議員、7番、新井田順一議員、8番、田崎信二議員、9番、荒明正一議員。

(投票)

○臨時議長

投票漏れはありますか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行いますので、立会人の立会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長

選挙の結果を報告します。

投票総数8票、

有効投票8票、

無効投票ゼロです。

有効投票のうち、

松村 亮君5票、

田崎信二君3票、

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、松村 亮君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議会事務局長 議場の閉鎖を解く)

○臨時議長

ただいま副議長に当選されました松村 亮君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

松村 亮君に副議長承諾及び就任のご挨拶をお願いいたします。

○松村 亮議員 (登壇)

ただいまの選挙をもちまして副議長に就任いたしました松村 亮でございます。副議長として齋藤議長をしっかりと支え、円滑な議会運営の一助として邁進しますとともに、さらなる町政の発展に向け精いっぱい務めてまいりたいと思います。今後とも皆様にはご指導、ご鞭撻賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。(拍手)

○臨時議長

地方自治法第106条の規定により、議長に事故がある場合は副議長が議長の職務を行うこととなっておりますので、副議長は議長席にお着き願います。

これをもちまして臨時議長の職務を終了しました。ご協力、誠にありがとうございました。

(新副議長 議長席に着く)

◎議席の一部変更について

○副議長

日程第2、議席の一部変更についてを議題といたします。

先ほどの副議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更いたします。

5番松村 亮君を10番に議席を変更いたしました。

◇

◇

◇

○副議長

ここで、暫時休議いたします。

再開の時間を10時40分といたします。（午前10時30分）

○副議長

議事を再開いたします。（午前10時40分）

◇

◇

◇

◎会議録署名議員の指名について

○副議長

日程第3、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により指名をいたします。

6番、岩渕清幸君、7番、新井田順一君、以上2名を指名いたします。

◎会期の決定について

○副議長

日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日から3月14日までの10日間とご協議願ったところではありますが、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本定例会の会期を本日から10日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○副議長

日程第5、諸般の報告について。

これより令和6年12月4日開会の第4回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。

議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告に代えます。

次に、柳津町監査委員より、令和6年12月から令和7年2月までにに関する例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしましたので報告に代えます。

次に、「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」については、お手元にお配りしたとおりでありますので報告に代えます。

次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を求めます。

8番、田嶋信二君。

○8番（登壇）

おはようございます。

このたびの岩手県の大船渡市における林野火災で被災された皆様方にお見舞いと一日も早い鎮火を祈念いたしたいと思えます。

なお、この林野火災における会津若松地方広域消防本部より報告がありましたので、おつなぎいたしたいと思えます。

この林野火災については、皆様方、マスメディア等もいろいろと話題になって、報告なり毎日のようにされているわけですが、これに対して会津若松消防本部では、県のほうから緊急消防隊の出動要請がございまして、2月27日から3月7日まで第1次派遣隊から第3次派遣隊ということで計34名の消防隊員が要請に対応してございます。なお、鎮火しない場合、第4次・第5次派遣要請が3月13日からあるというふうに消防本部のほうからご連絡がございまして、皆様方におつなぎ申し上げます。

では、早速ですが、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告をいたします。

去る12月26日に組合庁舎4階講堂において臨時議会ということで開催されております。管理者から提出案件3件で、うち条例案件1件、会津若松地方広域市町村圏整備組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございまして、次に、予算案件2件で、1つ目は令和6年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算についてであります。2つ目は令和6年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業会計補正予算についてであります。これら提出案件については、全議案とも特に異論なく、原案のとおり可決承認されたことをご報告いたします。

続いて、令和7年2月議会定例会が2月5日から21日までの会期にて組合庁舎4階講堂において招集開催されました。案件としましては、管理者より提出案件7件で、うち条例案件2件、予算案件として今年度補正予算及び来年度予算の4件、契約案件1件の提出があり、議会側提出案件として選任案件1件で、現在、欠員のある議会運営委員会委員を選任するものであり、

新たに会津坂下町議会議員の水野氏が選出されました。続いて、単行案件1件、報告案件2件を提出し、各常任委員会への区分書に基づく議案分割審議の付託を受け、慎重審議の結果、原案どおり可決承認されました。なお、来年度の予算概要では、歳入で約179億円、前年比50.3%の増であり、主な事業では、新ごみ焼却施設整備運営事業建設工事等で110億8,500万円等でございます。また、消防指令センター更新整備事業等で10億2,700万円であります。なお、財源等については、ご存じのとおり、構成市町村負担金、国庫支出金及び組合債等でございます。

なお、詳細につきましては、事務局に資料がございますので後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、報告に代えさせていただきます。

○副議長

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明について

○副議長

日程第6、町長の説明について。

令和7年度の施政方針と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

おはようございます。

本日、令和7年第1回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、年度末の何かとお忙しい中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、先日ご逝去された伊藤 純副議長に哀悼の意を表しますとともに、これまでのご功績をしのび、心からご冥福をお祈り申し上げます。

さて、本定例会におきましては、条例の制定・改正、令和6年度の補正予算及び令和7年度予算等の重要な案件をご審議いただくところではありますが、開会に当たりまして、町政運営の基本的な考え方など、令和7年度に取り組む主要な事業を第6次柳津町振興計画に基づきご説明を申し上げます。

各政策における各施策の概要として、まず、「豊かな心を育むまちづくり」政策の「学校教育の充実」の施策では、町の将来を担う子供たちが意欲を持って学習に取り組み、確かな学力や豊かな心、たくましい体を身につけ、問題意識を持って粘り強く学び続ける意欲やコ

コミュニケーション能力など、将来を生き抜く基礎を身につけることができるよう、教育環境の整備を図ってまいります。

児童生徒の実態に応じたきめ細やかな指導体制の充実のため、特別な教育的支援が必要な児童生徒をサポートする教育支援員や複式学級で学年ごとの学習を行うための支援教員、さらに、小学校から中学校までの9年間をしっかりと意識した学校教育の在り方について調査研究し、成果を上げるため、教育関係者へ専門的立場から指導助言を行う学校教育アドバイザーを継続して配置してまいります。

また、学校、スポーツ、芸術文化関係団体、地域と連携して学校部活動の地域移行とその展開を推進するため、学校・地域スポーツアドバイザーを2年間の期限で配置いたします。

さらに、グローバル化や国際化、高度情報化への対応としまして、絶え間なく変化する社会環境の中で生き抜くことができる対応力の基礎を養うという町の教育構想を実現するため、英語指導助手の継続配置、英語・漢字・数学の検定料の支援を行ってまいります。また、教育ICT環境をより効果的に活用するためにICT支援員を継続して配置し、日常での活用を支援してまいります。

加えて、学校運営協議会での学校運営基本方針の承認、学校運営に関するご意見を基に、地域に根差した特色ある学校づくりやSDGsを意識した教育活動等にも引き続き取り組んでもらいたいと考えております。

以上のような施策や取組で、家庭・地域・学校の連携を推進し、本町が目指す子供像である「かしこく、たくましく、意欲をもってやり抜くやないづっ子」の育成に取り組んでまいります。

「生涯学習の充実」の施策では、町民一人一人が日頃から学びを深め、生活に潤いと豊かさを実感できるよう、各種事業を通して世代に応じた学習が行えるよう取り組んでまいります。

また、未来を担う子供たちの育成のため、地域の連携に向けた環境づくりや中学生を対象に地域の大人との対話を通じて多様な仕事や人生の選択肢を知るイベント「Yトーク」等の機会の提供を進めてまいります。

「生涯スポーツとレクリエーションの推進」の施策では、年齢や体力に応じた活動が行えるよう町民の意向を踏まえながら各種事業に取り組んでまいります。

また、ライフスタイルの多様化や健康寿命の延伸を背景に、住民自らの生きがいや毎日の充実につながるよう、地域に密着したスポーツ団体や指導者の育成・活動を支援してまいり

ます。

「地域行事の継承、文化財の保存・活用と芸術文化の振興」の施策では、国・県・町指定文化財の適切な支援に努めるとともに、石生前遺跡等の出土品の整理・記録を進めてまいります。

また、新たな国指定文化財の認定に向け、町内の未指定文化財の調査を進めるとともに、文化財保全と観光消費の好循環による文化観光の基盤づくりに向けた取組を進めてまいります。

あわせて、地域の保存食をはじめ失われつつある伝統文化の調査・記録・発信により、郷土愛の醸成とまちづくりへの利活用をさらに進めてまいります。

やないづ町立斎藤清美術館におきましては、町内外を問わず、多くの人たちが豊かな感性を磨き教養を高めながら郷土愛を育むことができる、地域に活力を与える重要な教育施設として引き続き運営してまいります。

令和7年度は、「会津の冬」と並ぶ代表作の1つである「慈愛」シリーズをテーマにした企画展をはじめ、当館未収蔵の個人が収集した作品を「コレクターズ」展第二弾として紹介する企画展を開催し、新たなファン層を獲得するための事業に取り組んでまいります。

また、美術館をより身近に感じてもらい、美術の楽しさを伝えることができるよう、町内の小中学校や大学、公民館事業と連携した町民向けのワークショップ等を開催し、地域に愛される美術館づくりに取り組んでまいります。

あわせて、美術館の運営や企画・展示、収蔵作品の適正な保存などについて、職員・学芸員が専門性の高い指導を受けるため、名誉館長を引き続き配置します。その見識を生かした指導助言の下、美術館のよりよい運営を目指してまいります。

次に、「健康で安心して暮らせるまちづくり」政策の「子育て支援の充実」の施策では、子供を安心して産み育てられる環境支援として、妊娠期、新生児期の全戸訪問や乳幼児健診・健康相談等を切れ目なく継続的に実施するとともに、新たに子育てに関する母子保健と児童福祉の双方に係る相談を充実させるための体制を整備し、関係機関と連携して特定妊婦等の支援及び児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に取り組んでまいります。

子育て世帯の経済的支援・充実として、出産・子育て応援金を支給するとともに、子ども医療費の助成や頑張れ子育て応援金の支給、ゼロ歳児からの保育料無料化、全入所児の完全給食、小中学校における給食費の無償化をそれぞれ継続して実施してまいります。

食育の推進として、保育所児、小中学校の児童生徒の健全な発育のため、栄養バランスの

取れた安全安心な給食を提供するとともに、地産地消を推進するため柳津町産農産物を積極的に使用してまいります。

保育サービスの充実として、引き続き体力の向上、英語に親しむ活動を実施し、子供たち一人一人の個性を育むための幼児教育の充実を図ってまいります。また、安全で快適な環境の中で保育を実施するため、施設の整備及び更新をしてまいります。

学童保育及び一時保育事業を継続するとともに、保育所開放日において保育所に入所していない乳児の保護者・妊婦等を対象に、遊び場を開放し仲間づくりと相談できる場を提供し育児の孤立を防ぎます。さらに、引き続きICTを活用し、保育所の保護者の利便性を向上してまいります。

こうした経済的負担軽減策と多様化する家庭環境に対応する子育て支援を柳津町子ども・子育て支援事業計画に基づき一層充実させてまいります。

「健康づくりの推進」の施策では、町民の健康づくりを推進していくため、集団健診・施設健診等、受診機会の確保と受診率向上に努め、未受診者への受診勧奨を重点的に実施するとともに、健診結果から受診・治療が必要な方への勧奨と個々の生活に沿った丁寧な保健指導を実施し、生活習慣病発症予防、重症化予防に取り組んでまいります。

また、一人一人が健康に関心を持ち生活習慣を見直し改善できるよう、「やないづ健康楽歩（ラボ）」や「柳津町健康ポイント事業」を継続して実施するとともに、令和7年度より高血圧・高血糖などの健康課題に特化した健康教室を実施し、自身の健康を守る意識を高め、町民の疾病予防、健康寿命の延伸に取り組んでまいります。

予防接種事業においては、重症化予防を目的に法律に基づきながら適齢期に接種できるよう案内・勧奨するとともに、令和7年度から国の定期接種となる带状疱疹ワクチン接種の助成についても、50歳以上の方を対象に継続して実施します。なお、新型コロナワクチン接種については、国や近隣町村の動向を見ながら、町民が円滑に接種できるよう両沼管内町村並びに医療機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

「高齢者及び障がい者福祉の充実」の施策では、今後さらに過疎化、高齢化が進み、ますます高齢者世帯の増加が見込まれる中、可能な限り住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていけるよう、医療・介護・住まい・生活支援を一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築に努め、地域に根差した事業として地域全体で高齢者を支える体制づくりに取り組むとともに、自立した生活を維持してもらうための予防事業や低所得の方の経済的負担軽減を図り、さらには、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続

けることができるよう取り組んでまいります。

また、災害対策基本法及び柳津町地域防災計画に基づき、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進するとともに、発災時の迅速かつ安全な避難支援体制を構築してまいります。

高齢者単身世帯等においては、除雪経費の支援等を継続して実施するとともに、緊急時や離れて暮らす家族等の不安を解消するための事業を継続し、本人やご家族が安心して生活できる環境を整備してまいります。

障害者への支援としましては、必要な支援を必要な方に提供できるよう会津西部基幹相談支援センターを通じて相談支援を行い、関係機関等と連携を図りながら体制整備に努めるとともに、身体的・経済的負担軽減につながるよう支援をしてまいります。

「地域医療体制の充実」の施策では、今後も柳津町国保診療所を中心に近隣の医療機関と連携し、町民の医療の確保と同時に在宅医療、訪問介護等を充実させ、町民が信頼できる医療機関となるよう地域や行政が連携し、また、県や医師会との連携も図りながら医療体制の確保に努め、町民が安心して地域で生活できるように努めてまいります。

「火災・災害対策の強化」の施策では、町民の生命、身体及び財産を守り、地域の安全・安心を確保するため、自助・共助・公助による消防・防災体制の強化を推進してまいります。

消防体制整備としましては、消防ポンプ積載車及び小型動力ポンプを計画的に更新するとともに、団員の確保を図るために、県と協力し企業訪問等の勧誘活動を継続し、活動の役割や重要性を周知し、職場の理解や安全対策等、団員が活動しやすく負担軽減につながるような環境づくりに努めてまいります。

防災体制整備としましては、防災訓練等を通じて町民の危機管理・防災に対する意識高揚を図ってまいります。また、B&G財団による防災拠点の設置及び災害時の相互支援体制構築事業により、町民向けのテーマ研修を通じて地域リーダーの育成を図り、有事の際、1人でも多くの方が迅速、的確に行動できるよう体制強化を図ってまいります。さらに、災害時に避難所等で用いる備蓄物資の充実化を図り、有事に備えてまいります。

「交通安全・防犯対策の強化」の施策では、子供、高齢者、障害者、外国人をはじめ、誰もが事故、犯罪等の被害を受けることなく、安心して生活できる環境を整備するため、警察や関係機関と連携して安全安心な地域づくりに努めてまいります。

交通安全対策としては、交通安全協会等関係機関と連携協力し、一人一人の交通安全意識の向上を図り、交通マナーが守られるよう啓発活動に取り組んでまいります。また、高齢者

運転免許自主返納事業を継続するとともに、交通危険箇所については、交通安全啓発看板や道路・交通安全施設を計画的に整備し安全な道路環境の確保に努めてまいります。

防犯対策については、地域・学校・警察等と連携して防犯教育を実施し、町民一人一人の意識向上に努めるとともに、行政区が行う防犯灯の設置、更新について、防犯灯整備費補助事業を継続し支援してまいります。

次に、「活力ある産業と賑わいと交流のあるまちづくり」政策の「農林業の振興」の施策における農業では、高齢化による担い手の減少、さらには物価高騰や電気料金の値上げ、近年の異常気象により、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増しているところであり、地域計画に位置づけられた認定農業者や園芸作物や花卉栽培農家に対し、継続して経営規模の拡大や農業所得の向上のための各種支援や整備等を実施してまいります。

さらに、担い手への農地集積・集約化の促進、高収益作物への転換による所得の向上、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払交付金等を活用し、優良農地確保や生産性の向上を図るとともに、関係機関と連携を図りながら新規就農者の確保、認定農業者や認定新規就農者に対する経営計画の達成に向けた支援についても実施してまいります。

林業におきましては、木材価格の低迷や担い手の減少、高齢化等により生産活動が長らく低迷している状況ではありますが、現在策定中の柳津町森林利活用ビジョンで掲げております「宝の山」を目指すために、森林環境整備や森林境界明確化事業等を今後は環境譲与税を財源として実施するとともに、令和7年度が最終年度となりますふくしま森林再生事業を実施してまいります。また、町内小中学生を対象とした森林環境学習等を継続的に実施し、より一層の森林の有効活用と整備、人材育成に努めてまいります。さらには、地域おこし協力隊制度を活用し、林業後継者の人材を確保してまいります。

また、近年、イノシシの出没区域の拡大により被害が増加する中、今後も電気柵及びくくりわな等の購入への支援、被害のあった農地畦畔の修繕や緩衝帯整備事業を行い、鳥獣被害対策実施隊や地域おこし協力隊を中心に地域に密着した対策を推進するとともに、県や会津地域課題解決連携推進会議、そして、隣接市町村と広域連携を図りながら対策に取り組んでまいります。

「観光の振興」の施策では、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光入込数は増加傾向にあり、令和6年は前年比8.5%増の79万2,000人でありましたが、コロナ禍前の令和元年と比較しますと10%減という結果でありましたので、引き続き、台湾を中心としたインバウンド施策をはじめ観光プロモーションや受入体制の整備、誘客イベント等を関係

団体と連携を図りながら取り組み、魅力ある観光地づくりを推進してまいります。

特に、昨年オープンした会津柳津駅舎並びに奥会津ビジターセンターを核にした自然公園只見線利活用推進事業では、自然ガイドの養成やアウトドアアクティビティの造成により自然公園の魅力発信と利活用を推進するとともに、美しい景観で人気の高い只見線の利用促進にもつなげ、にぎわいを創出してまいります。

また、来年の4月には大型観光キャンペーン、ふくしまDESTINATIONキャンペーン2026が開催されることから、プレ事業として来年につながる特別企画を関係団体と連携した中で実施し、観光入込者数の増加や滞在型観光の推進、さらには交流人口の拡大を図ってまいります。

「商工業の振興」の施策では、多くの事業者が新型コロナウイルス感染症の影響による運営資金融資の返済が行われていることから、引き続き、中小企業振興資金の預託や融資利子及び保証料補給制度による事業者への支援を実施してまいります。また、新規起業者への支援、町内事業者の後継者に対する支援の拡充ほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したプレミアム商品券の発行支援により、商工業振興を図ってまいります。

「移住・定住・交流の推進」の施策では、人口減少を抑制するため、引き続き子育て世帯の定住を促進し、住宅を新築した際の補助金や町内業者施工による個人住宅の改修補助としての住まいづくり支援事業を実施してまいります。

また、公営住宅維持管理事業においては、入居者の方々が快適に生活できるよう、公営住宅長寿命化計画に基づき適切な維持管理を進めてまいります。そうした中、政策空き家として管理しておりました平屋住宅1棟を解体いたします。

後継者対策としましては、結婚された方に祝い金を支給し、また、結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目ない援助を行うため、新婚世帯の新生活を始める上で必要な経済的支援を実施してまいります。

さらに、SNSを活用した情報発信等による交流人口の拡大、移住相談窓口の充実、移住者等の受皿となる居宅等の確保に向けた事業実施など、積極的に地方移住への働きかけを進めてまいります。

空き家対策につきましては、地域の安全確保と良好な生活環境の保全を図るため、危険空き家の解体除却補助を継続しつつ、改修費や家財処分費用の補助を拡充し、空き家の積極的な利活用を促進してまいります。また、安全で円滑な空き家の流通のため、宅建協会と連携した空き家バンク事業を推進し、不動産登記の義務化及び空き家の管理について所有者に周

知を図るとともに、空き家物件の情報収集や情報提供を積極的に行い、移住・定住への受入体制を整備してまいりたいと考えております。

また、都市との交流事業としましては、姉妹都市であります新潟県出雲崎町や東京都港区お台場地区との交流事業により、交流人口が増える取組を実施してまいります。

次に、「快適でうつくしいまちづくり」政策の「道路網の充実」の施策では、地域格差の是正や冬期間の交通障害の解消を図り、安全で円滑な交通環境を確保するため、町道五疊敷大成沢線及び屋敷添南沢線の改良工事を進めるとともに、長寿命化計画に基づく橋梁の補修設計及び修繕工事の実施、緊急雇用創出事業も活用した上で、各地区からの要望に対応した道路の迅速な維持修繕を実施してまいります。また、国・県道の整備についても、引き続き、あらゆる機会を通じて積極的に働きかけてまいります。

「廃棄物処理の推進と環境保全」の施策では、地球温暖化をはじめとする地球環境問題は深刻さを増しており、私たちの生活においても影響を受けております。このような状況の中、世界中においてもあらゆる分野でこれらに対応するため対策が講じられております。

本町においても、廃棄物排出量の増加は町民の負担にも影響することから、令和7年度より生ごみ処理機等の購入に対する補助を実施し、廃棄物の減量化の取組を強化するとともに、現在の廃棄物排出量の状況や今後の見通し等についても情報発信を行いながら、町民や各事業所等、それぞれの分野において取組を充実させ、お互いに協力・連携・支援し、町全体が一体となって取り組んでいけるよう努めてまいります。

「景観の保全と形成」の施策では、越後三山只見国定公園内を中心に除草作業や支障木の伐採などを行っていくとともに、桜の撫育や花植えなどにより景観整備を継続してまいります。

また、昨年策定されました歴史的風致維持向上計画で定めた基本理念に基づく景観計画の策定を進めるとともに、今後の事業について町民の皆様より広くご意見を伺いながら、柳津町の魅力を生かした美しい景観を形成してまいりたいと考えております。

さらに、美しい色彩のあふれる景観づくりを進めるため、ロードフラワー作戦による道路沿いの花壇の植栽を行うほか、河川の雑木伐採や除草を行い、景観の保全に努めてまいります。

「上水道・下水道の充実」の施策では、簡易水道事業において、大成沢・冨中地区簡易水道の新たな施設の早期完成に向け令和5年度より工事に着手しており、令和7年度におきましては、博士林道の舗装本復旧を行い、年度内の供用開始を目指しております。

また、柳津配水池において、自然災害の影響により水の濁り等が生じた場合に備え、膜ろ過方式の浄水施設を整備するため、令和7年度に測量、地質調査、実施設計業務を予定しております。

公営企業会計については、地方公営企業法の財務適用後2年目となりますが、公認会計士等からの助言や近隣市町村とも連携を図り、より効率的な事業経営に努めてまいります。

「公共交通の充実」の施策では、町民バスの運行事業実施に当たり、安全・安心を第一に車両管理・安全運行の励行に努めてまいります。また、公共交通の見直しを図るべく、地域交通ワークショップを開催し、町民やバス利用者、運行业者などからのご意見をいただきながら、利便性の高い運行方式となるよう関係者と協議を重ねるとともに、広域バスや鉄道との連携強化、関係機関との協働を進め、町内をはじめ広域的な移動手段として機能するよう事業を実施してまいります。

「再生可能エネルギーの推進」の施策では、住宅用太陽光発電設備やまきストーブ等の設置補助を継続し、町民の皆様の脱炭素への取組を支援してまいります。また、ゼロカーボンシティ宣言に基づき脱炭素の施策に取り組むとともに、地球温暖化実行計画の策定に取り組んでまいります。

「デジタル化の推進」の施策では、行政手続のオンライン化や生成AI等の活用による業務効率化を進め、より便利で質の高い町民サービスの提供を目指してまいります。また、自治体専用のチャットツールを活用し他自治体との情報交換を推進するとともに、庁内で設置されたDX推進本部において、各部署におけるDXの取組の推進やデジタルを活用した地域課題の解決に取り組んでまいります。

次に、「協働による健全で開かれたまちづくり」政策の「地域コミュニティの維持・活性化」の施策では、地域活動の担い手育成や新たな地域づくり活動への支援を強化し、持続可能な地域コミュニティの形成を推進してまいります。また、官民共創によるまちづくりを推進するため、政策提案会を昨年に引き続き開催し、町民が自らの意見やアイデアを提案できる場を提供することにより、まちづくりに対する意識の向上を図るとともに、町民参加型のワークショップの実施など、町民の皆様の知恵と力を生かしたまちづくりを展開してまいります。

「広報・広聴活動の推進」の施策では、全ての町民に町政情報を伝えられるよう、町民ニーズに合った広報紙の発行に取り組みます。また、ホームページの充実、SNS等の活用による情報発信の環境整備・充実を図ってまいります。また、町民の皆様の声を町政に反映さ

せるため、対面での意見交換の場とデジタルツールを活用した広聴機会の創出により、幅広い世代の意見を丁寧に向う体制を構築してまいります。

「財政健全化の推進」の施策では、多様化する住民ニーズに耳を傾けながらも、その要望を精査し町単独事業等の一般財源及び経常経費の抑制に努めながら事業を行うとともに、投資的経費につきましては、今後の財政状況を的確に予測し財政運営を図ってまいります。

特に、滞納対策につきましては、適正な調査による納税者の実態把握や法的措置による対策も含めながら、きめ細かな納付指導・徴収を実施し徴収率の向上を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

また、ふるさと納税による寄附金は、貴重な町の財源でありますので、寄附額をさらに増加させるため、返礼品の充実や地域資源を活用した新規返礼品を追加するとともに、町のPRを兼ねた魅力あるサイトの作成や広告の有効活用等により、納税しやすい環境整備に努めてまいります。また、企業版ふるさと納税についても、ご寄附いただけるように事業の充実と広報を実施してまいります。

「効果的・効率的な行政運営の推進」の施策では、適切に業務を執行し、効率的で質の高い行政サービスが提供できる体制整備を推進するため、業務の効率化を図るとともに、施策評価等を実施し、地域の課題と向き合い課題解決に向けて取り組んでまいります。

また、人材の確保を図るため、県と連携した職員採用情報の発信を行うとともに、職員一人一人の能力を最大限に発揮させるために、自治研修センターの研修プログラムに加え、職種の専門研修に積極的に参加し職務に邁進できるよう、時代に即した職員の働き方に見直しを図ってまいります。

以上、第6次柳津町振興計画に掲げました「みらい創生。ひと・ゆめ・れきしをつなぐまち」を実現するため、5つの基本政策を軸としまして、総合的、計画的に各施策に取り組み、様々な分野において直面する課題や複雑多様化する町民のニーズに的確に答えていくものであり、限られた財源を最大限に生かしていく令和7年度の予算編成を行ったところであります。

一般会計では、42億9,000万円と、対前年度比1億5,000万円の増、率にして3.6%の増となりました。5つの特別会計を含めた予算合計では、54億5,108万円と、前年度比では1億1,678万円の増、率にして2.2%の増となったところであります。

また、簡易水道事業及び下水道事業については、令和6年度より公営企業会計を適用しております。

なお、本議会に提案いたします案件は、条例の制定に関する案件1件、条例の改正に関する案件3件、辺地に係る総合計画の策定に関する案件1件、令和6年度補正予算に関する案件8件、令和7年度予算に関する案件8件、監査委員の選任同意に関する案件1件、副町長の選任同意に関する案件1件、以上23件であります。

議員の皆様には、慎重にご審議の上、全議案議決賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。

◎一般質問

○副議長

日程第7、これより一般質問を行います。

通告順により渡邊俊典君の登壇を許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番（登壇）

それでは、先般提出いたしました一般質問について答弁願います。

1、町の人口減少に対する取組について。

柳津町の人口減少が問題となっております。

全国的に人口減少及び少子高齢化が問題になっておりますが、一部の地域では人口を減らさない、むしろ増加している地域もある事例を見聞きしております。その地域では、地域の魅力や子育ての環境整備等々、様々な施策を行政主導で行っております。

当町におきましては、住みたいと思っても民間のアパートはなく、公営住宅には様々な要件の下、若い共働きの方々、年収が高い方々ですね、は住むことができないため、他町村へ移住してしまう事例がよく見られます。

また、地区によっては高校に通うのに列車通学をしたくても駅までの交通手段が確保できないため、高校からアパート住まいをさせるなど、多額の経費がかかるため、一家して高校近くのアパートに移住してしまい、結果、その後も他町村を永住の地としてしまう例も見受けられます。

私は、柳津町は住みやすい町だと思っておりますが、若い人たちが住むには様々な問題があることも認識しております。町長は柳津町の将来像をどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○副議長

答弁を求めます。

町長。

○町長（登壇）

2番、渡邊俊典議員のご質問にお答えいたします。

町の人口減少に対する取組につきましては、当町では現在、出産・子育て応援金や頑張れ子育て応援金、保育料や学校給食費の無償化などの子育て世代への支援や新築住宅の建築費助成や既存住宅、空き家の改修にかかる費用助成など、移住・定住者への支援を実施しております。

議員ご指摘のとおり、当町には民営のアパート等がないのが現状であり、今後、他市町村への人口流出を防ぐ1つの手だてとして、町有地を民間の事業者に長期で貸し付け、アパート等を建築・運営してもらえるような制度をつくることも考えていきたいと考えているところであります。

また、高校生を毎朝、駅まで送迎する保護者の負担、大変ご苦労されているというお話を町の公共交通を考えるワークショップに参加されている方からもいただいております。現在、この問題を含めて、これから町の公共交通の在り方についても皆さんと協議をしていくところであります。

町の人口減少に歯止めをかけることは大変難しいと思っております。減少するスピードを少しでも抑える施策や事業をこれから実施していくことが必要ではないかと考えております。

以上です。

○副議長

これより一問一答方式により再質問を許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番

まず、町の取組についていろいろ、子育て支援、保育料や学校給食費の無償化など、取り組んでいるのは分かりますけれども、若い人が出ていって子供がいなければ何にも効果がない。

まず、一番なのは、定住できないと、若い人たち。もちろん夫婦で共稼ぎしないと今、食っていけない。それでやりますと、県の公営住宅法によりますと、制度の概要については、かなり低い金額、年収じゃなくていろんなの差し引いた金額で来ますけれども、やはり今の現状に合わない金額。町も設定しておりますんでね。国でも103万円の壁とかやっていると

おり、収入が上がれば住めないというようなことがあるんで。

まず、公営住宅に関してですけれども、今、大平団地、2棟ありまして、48軒中13戸、空いてるんですよね。大変な空き家対策です。やらなきゃいけないですね、これね。公営住宅法に基づけばいろいろ大変な問題、その辺、厳しい問題があるんですけれども、公営住宅でもいろんな特例なり、いろんなことがあるんですけれども、まず1つは、公営住宅で鉄筋コンクリート造ですと耐用年数が70年とか決まっておりますけれども、これらも約半分、2分の1、35年経過しますと建て替え等してもよろしいと。ということは、当座もらった補助金関係の縛りはなくすることもできるんじゃないかと。

それから、もう一つ。それらを今度NPO、非営利団体に全体的に貸し出す、もしくは建物の一部を貸し出すということで、高所得者を住ませることもできるような案もあるんですよ、いろんな特例として。

もう一つは、公営住宅の目的外という言い方になりますけれども、目的外なのかどうか、いわゆる低所得者向けじゃないことを目的外とするんですけれども、公営住宅法の定めるものの中において地域対応を活用する場合、これは例えばの話で若年層、単身世帯だとかUJIターンなど。などですから、例えば、柳津町では若い人、住むところ、住宅もないというようなことも、これは交渉の余地があるんじゃないかなと。

それから、住まいに困窮する者を入居させ見守り隊等の自立支援を行う事業者、これはNPO、そこですね。そこに貸し出して町の公営住宅から外させると。いわゆる1棟丸々、NPO法人に貸し出してもいいという条例もあるんですよ、町が認めれば。ただ、それはあくまでも本当に困って入れない人がいっぱいいるところ。そういうところは困りますけれども、そういう事情を鑑みてそういうことも可能だとあるんですけれども、まず一番は、若い人たちが住めない、それから、公営住宅は低所得者だけと言われても、町の発展ができないんじゃないかと思うんですけれども、町長、その辺どうお考えなんでしょう。

○副議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

今現在、町にある町営住宅、議員おただしのとおり、建てた当時は低所得者向けの住宅として建てられております。そういった住宅が今、年数を過ぎて空き部屋も増えてきたというようなことですから、次のステップをやはり考えていかなければいけない時期に来ているん

だろうということは思っております。

議員がおっしゃった補助金の縛りがなくなるということ、これも我々、承知をしておりますので、これはいろんな方法があると思います。全て壊して建て替えてということよりかは、今ある建物を生かして、中をきれいにリフォームして若者が住みたいような建物にしていくというような方法もあるかと思っておりますので、そういった様々な方向も選択肢に入れながら、これから検討してまいりたいと思っております。

○副議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

なかなかいいお考え、これから進めると。これからというよりも、即進めてもらわないと。といいますのは、これは言っていないかどうか分かりません。役場職員の方たちもご結婚なさると、やはり住みかがない。地元に残りたくても、今の時代、いわゆる親と同居ということもなかなかいろんな問題もあってできない場合に、やはりどうしても出ていってしまう。もちろん他町村に一般の方たちも勤めているもの。その辺に対して早急に。例えば、町の改造なんか、取りあえず要りませんから。取りあえず住めるということで、町、3LDKになっているわけですか。ですから、そういうところから始める。例えば、それがいろんな問題で、町の公営住宅の運営上、問題があるというならば、先ほど言ったNPO法人なりに貸し出していいと。地域の住宅の目的に対して余力といいますか、十分でない場合、いいという法律もあるんですね。公営住宅法適用への貸付け層においてという、いろんな法律があるんですけども。答えれば、特定優良住宅等、住居者の資格に係る認定の基準の特例とか。これは公営住宅法第73条とかに載っていますんで、そこら辺を研究して早急に、例えば、ある程度の収入までいいという方向、持っていくべきだと思うんですけども、町長、その辺はどのように。例えば、先ほど言った改修してとか、壊してじゃなくて、今現在あるものを利用したほうが手っ取り早いんじゃないかと思うんですけども、その辺に対する町長の認識、早めにやろうと思っているのか。それとも、ゆっくり考えるという、そこをお願いします。

○副議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

今ある住宅も、やはり相当年数がたっております。若い人たちが住みたい、入りたいと思

うような物件でないとなかなか入ってもらえないのかなというふうな思いもありますので、入りたいと思えるような部屋にしていきたいということを思っています。それは、これだけ人口減少が早く進んでいる現状を鑑みれば、ゆっくりしている時間はないというふうに思っております。

○副議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

確かに大平団地1号棟、2号棟は、1号棟に至っては50年近くですか、建ててからたちます。一番なのは、建物自体というよりも、設備関係なんですけれども。ただ、今言った、部分的に改修して、若い者が住みたい。それはいいですけれども、現状、住んでいる方たちも結構いるんですよ。やはりその辺の整合性を考えて、取りあえずは部分的に改修して若い人が住みたいということがいいのかどうなのか。

あとは、よくあるのが、貸し出して中の改装はご自由にという方法もあるんですよ。その辺はやはりもうちょっと、夢を大きくで時間がかかるような発想じゃなくて、短期間で考えられる。早急にやっついていかないと、幾らでも若い人、どんどん離れてしまいますし。先ほど言ったように、一旦住み出したら、ほかに行って子育て終わったら帰ってくるという人がかなり少ないんですよ、町長。その辺を考えると、あまり理想を追うんじゃなくて、現状でどうやったら若い人たちに帰っていただけるか。住んでいただけるか。若い人たちの好みって、好みはいろいろあるもんですから、町、貸し手側ができっこないんですよ。これは住む人によって好みはいろいろあるもんですから。それは、改装してもいいよとかのほうがよくよほどよろしいですし、早くできると思います。

結局、住めない、住む場所がないということも絡めながら、今度は住んでみたと。住んでみたら、地域によっては、柳津町でほとんどのところですよ。通学に駅を使うかと思わずと、そこまで行くなかなか交通網がない。結果的に子供を下宿させれば大変ですよ、大学並みに。学費はかからないまでも生活費が。我々思うには、やはり朝の通学、それから、夕方の帰る頃、その辺に対して今の路線バスと言わずに、そういうもの、何か利用できないかと。路線バスなんかにおいても、もう何年もやりまして統計、あると思うんですよ。日中、この時間帯は要らないとか。ですから、その時間帯をそちらに回して。やはり家から通える、特に高校時代なんかは多感な時代で、一人で例えばアパートに置くことも不安なところもありますし、子供自体もそこでカルチャーショックを受ける場合もありますし。ですから、

家から通えるのが一番いいので、その辺の子供たちの通学に関する町長としてはどういう方向に持っていきたいと思っているのか。よろしくお願いします。

○副議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

今、まさに公共交通の見直しについては取り組んでいるところであります。去年、実際、町民のあらゆる世代の皆さん、男女問わず、職業問わず、年齢問わずということで皆さんに集まっていただいて、いろんな公共交通について困り事であったり、こうだったらいいのになという話の聞き取りをしております。今、渡邊議員がおっしゃったことも、そのものずばり出てきているところであります。

ですから、公共交通の中で、要は使いたい人が使えるときにしっかりと使えるようにするためにどうしたらいいかと。これは、路線ごとに見直していくということもあるでしょうし、区域ごとにいろんな形にしていくという、組み合わせでやっていくということもあるでしょうけれども、一番いい形を今、みんなで考えているところですので、これができれば町全体の公共交通を見直すことにつながっていくということになります。

○副議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

本当に柳津町は地域が広いので、いろんな交通網、大変なところあるんですけども。ですから、ある地域の人たちは、子供さんは親が今回は学校まで送ったり何かしていましたけれども、そういう状況を子供なりに親に悪いなど。なかなか大変だから我々はもうここに住まないぞと思っちゃうようなこともあるということなので、やはりもうちょっと小まめなその辺の運行自体、もしくは、どういう方法にするのがいいのか。今現在、子供さんの数が少ないですから、例えばタクシー利用とかありますけれども、どんどん増えてもらって、どうしたらいいのかってなれば一番いいんですけども。本来なら、もう少しは駅の近くに、例えばですよ、これは。元旅館で空き家なのがあるもんですから、そこで管理人を置いて下宿させるとか。そういうことも考えられるんですね。駅から歩いて何分もかからないもんですから。取りあえず、そういうことも含めながら、やはり子育てしやすい、町でいろんなことをやっても子供がいらないのでは絵に描いた餅で意味のない政策なもんですから、やはり足と

いうものを。一応、路線バス関係も結構助かって使っている方、いますけれども、どうも連絡が悪かったり、それから、本数的に要らない時間があったりして。

例えば、この辺で言えば、西山のせいざん荘、温泉まつり、やりますよね。あれで、結局バスで来たらどうのこうっていうの、やっています、だから。本町地区から連絡悪くて行けないんですよ。朝は何とか行けても、帰りは今度3時、4時頃まで連絡が悪いとか。結局、ああいうものだって柳津町の住民が西山の、柳津地区の方たちが行って温泉に入ったり、それで楽しんだりする場合。ところが、バス時間を調べて、我々も西山のせいざん荘で何かやろうと、車を置いて行こうとしたら、何とか朝、出て行って10時か11時、その辺までは行っても、今度、帰りが3時、4時まで、それから西山の支所まで行って、そこからの連絡がまた悪いと。

そういうことも含めてやはり連絡、それから、先ほどの町長の中にありましたけれども、汽車時間に合わせたそういう運行も必要ではないかと思うんですけども、町長、手取り早く、来年度からそういうものが、いわゆる高校に通っている方もまだまだいっぱいいらっしゃると思いますんで、そういうものを対応しようと、できないのか。それとも、時間をまた見ながらと思ってるのか。そこをお願いします。

○副議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

議員がおっしゃっていることを実現するということになれば、決まった路線を決まった時間に回るといような形ではなかなか実現できないんだろうと思います。その中では、オンデマンドの運行であったり、あるいはライドシェア、こういったものをうまく組み合わせながら、地域、地域でその制度をつくっていくということが必要になってきますので、すぐにやりたいのは重々、私も同じ意見でありますけれども、できる部分について実証実験をまずやっていきたいと。早ければ来年度あたりから予算の範囲内で区域を区切って、じゃあ、ここでこれを試してみようかというような形で進めていきたいというふうには考えております。

○副議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

大体交通網、終わりですけども、トータル的に私、全体的な町の住民の減少に関してな

んですけれども、要は、柳津町でなかなか定住者がいない、家も建てられない。都市部なんですけれども、あるところでは、公営住宅、そこに住んでいただいて、高額者といえども、高給取りといえども。10年間住んでもらったら町でまた分譲分のマンション建てているんですよね、町営でもって。そこを買っていただくというような町もあるもんですから。例えば、柳津町なんかでも本当は高給取りの方に住んでいただいて、お金をためて柳津町に土地を買って家を建ててくるよという政策、そういうふうな近い政策があってもいいんじゃないかと思うんですよ。やはりそのためには分譲地もない、そういう欠点があるんですけれども、町長、柳津町に住んでみようかと思う方たちに対する土地の提供などはどう考えていますか。

○副議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

お金持ちにたくさん来ていただければ、私も大歓迎をするわけなんですけれども。柳津町には確かに土地はあります。しかし、分譲であったり、アパートを建てようとか、独身住宅を建てようかというようなことになったときには、やはり例えば分譲であれば分譲地を売り出すまではいろんな専門的な方々の関わりが出てきます。例えば、宅建業、不動産業の方であったり、土地家屋調査士であったり、建築士の方であったり、そういった方の手を経て完成するわけなんですけれども、なかなか町の職員がほかの事業をやりながらこれをやるということになると、大変難しいところが出てくる。であれば河沼郡で、これは前にお話ししたことがあったんですけれども、河沼の中でも湯川、あるいは坂下までは宅地分譲の開発業者、仕事をやっています。ばんばん今、建物が建っていますけれども。その不動産業者に何で七折を越えようと皆さん、やってもらえないのかということをお聞きしたら、やはり採算に合わないからだというお話でした。であれば、その採算に合わない分を町で補助をするから何とか開発をやってくれないかという話をしましたら、そういったことであれば制度設計してみましようということをお話をしました。これはなぜそうしたかということ、やはり民間のノウハウ、あるいは、マーケティングなんかも含めて民間が持っている知識を使ってやったほうがいいものができるに決まっているんですね。そして、工事をすることについても、公共事業でやるよりは民間でやったほうが安くできるということもありますので、そういった民間でできる民間でやったほうがいいものについては、民間でお願いをして町で後押しをしていくというようなことで進めていきたいと思っています。

○副議長

町長、土地にしばらく住んで、20年とか30年住んだらそれをその住人の方にあげるようなそういう制度とかお考えはありますかというこの回答を。

町長。

○町長

その方法も1つ、いい方法だと思っております。検討する余地は十分ある方法だと思えますし、また、あるいは、今ある空き家について、例えばですけれども、空き家の所有者に10年間無償でその空き家、宅地も含めて貸してくれと。町が補助金等を使ってそれを全部改修して使えるようにして、それで移住してくる人に入ってもらおう。10年間過ぎて、引き続き住むのか、買うのかという選択をしてもらいながら、約束は10年たったら土地・建物を所有者に返すというような約束なんですけど、補助金等を使って改修工事をする。誰も住むときにお金を使わずに入ることができるというようなことで成功しているところもあります。そういったいろんな方法を検討した中で、柳津に合ったものがあればやっていきたいという思いは持っています。

○副議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

空き家対策のほうまで行っちゃいましたけれども、空き家対策に関しては、確かに住んでいただく。例えば、今、空き家を改修するのに100万円でしたっけ、金額ね。それから、空き家を解体した場合には50万円でしたっけ。そこで、我々、不思議に思うのは、空き家を解体してそこに家を建てようとする者にダブルで交付、出せないのかなと。要は、改修ばかりじゃなくてですね。そこに間違いなく新築するのであれば解体費、プラス、新築した場合の200万円ですか、それを当てはめることはできないのか。というのは、あそこで解体して、50万円が妥当かどうか分かりませんが、結構解体費で二、三百万かかるといった場合に、今、結構会津でも土地が安くなっていますから。もうちょっと出せば柳津じゃないところ、土地が買えるというようなことで、柳津、生まれたところだけでも、そんなしてんならほかに行っちゃおうということもあり得るので、その辺の政策、見直すような考えはございませんでしょうか。

○副議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

これは交付金、補助金の支給ということで事務的なことも関わりますので、課長に答弁をさせたいと思います。

○副議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

それでは、答弁させていただきます。

解体補助につきましては、もちろん家屋の状況によって国の補助金、使えるような形で出ます。新築についてもまた別なものですので、ですからダブルで出せるはずで、壊したものと新たに建てるという新築の部分はまた新築ですので、という制度にはなっていると思います。

以上でございます。

○副議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

課長、そうおっしゃるんですから。そうしますと、そういう方々、私に相談したときにはダブルでいただけるよと言っておいて差し支えないですね。

○副議長

みらい創生課長。

○みらい創生課長

あくまでも改修の場合は駄目なので。空き家の改修の場合は駄目ですので、あくまでも解体してですね。

ポイント制がありまして、先ほど言ったとおり、ポイントにより使えるんですけども、100ポイントという、外観だったり中身だったりとか100ポイントを超えると国の補助金が使えると。ただし、100ポイント未満でも使えるんですけども、そのときには地区に提供するという、例えば地区のための広場にするとか地区にするという縛りがございます。その場合は、なかなかそこにまた新築と建てることは難しいんですけども。100ポイント超えてもう本当に老朽化によりかなりなっているよという部分を解体した場合については、その次の使い方というのは個人の方になりますので、その方がまたそこに新たなものを造るという

ことは可能でございます。新築として造ることは可能でございます。

○副議長

ダブルで使えるかどうか、差し支えないかということなんですが、差し支えはあるということでもいいですか。

○みらい創生課長

条件によります。

○副議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

時々そういう問題で条件とかいろいろ出てくるんですけども。例えば、空き家を解体して条件が古さ、どうのこうの言いますけれども、そうでなくても、やはり先ほどアパートのところで若い人、住みたい、町長がおっしゃったね、そういうことで結局どうせ住むなら、例えばいろんな点数云々で空き家解体のやつで本当に住むところ、大変だから補助金が出て、新築するときも出るということが、今度片方では無理だと。そういうことではもう、やはりそんなに解体しなきゃ危ないというほどじゃなくて、もう解体して、だから、柳津町に住むために若い人たちがやはり住む、建てるにはそうですね。年取って我々、家、建てるから金貸してくろなったって町やほかも貸しませんので。古い家、まだまだ使えるけれどもやはり建て替えたいということも対応していくべきじゃないかと思うんですけども、町長、どうなんでしょう。

○副議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

今現在の解体補助、50万円については、国からのお金を利用してやっているという補助金制度でありますから、国の制度上、やはり壊さなきゃいけない建物を点数化するということが決まりになっています。ですから、その条件に合ったものについて国のお金を使って補助を出しますよというスキームなものですから、これは現時点ではやむを得ないと思っておりますし、それはそれで道理に合っているのかなというふうには思っております。

○副議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

そこなんですよね。50万円、国の基準だからどうの。ですから、私は町独自で。先ほどのアパートを国の公営住宅法に基づくばかりじゃなくて、町独自で。例えば、今言った予定外といたしますかね、別な使い方もできると。特例がいろいろあるもんですから。それを考証して、柳津町はこうやって人口減少しているんだと。公営住宅以外になかなか、もちろん民間では採算取れないですよね。宅地分譲も取れないと言っているくらいですから。建てる人もいない。やはりほかにやるには、柳津町独自で。例えば、解体してやるのに50万円、何件。年間、10件も20件も来ればいいですよ、解体して建てるのが。例えば50万円なら、町で出して。建てる時の補助金、出しますよと。そういう発想に行かないのかなと。長年住んでいただければそれ以上の見返りはどんどんあるわけですし。ですから、私が言ったのは、先ほど言ったいろんな縛り、国の補助金が問題だとか、何千万もの人に対してやるわけじゃないんで。取りあえずそこを町としてそういう人たちにいかに柳津町の建物に、例えば買い取った人でも何でもいいんですよ。住んでみようかと住ませる。アパートもそうです。やはりこういう現状の中において、いろんな特例なり、町独自でやるべきものとか、よく考えて、やはり町民が増えるような段取りをしてもらいたいと思うんですけども。町長、国の補助金じゃなくて、町独自でそういうことを考えられないのかっていう私の質問なんですけれども。

○副議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

それは当然考えるべきだと思います。ただ、町も、町のお金というのは限りがあるものですから、ほかに必要な使い道っていっぱいあるわけです。ですから、そこには優先順位というのは当然つけながら、大変厳しい選択ではありますけれども、やっていく必要がある、やっていっているということでもありますから、その辺はご理解いただきたいと思います。

○副議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

今言った財政的な問題云々はある。やはり人口減少にもよる、それから、固定資産税も古くなれば減ってくる。ですから、町としても先行投資的な、今現状、間に合わないからって

先の先行投資もしないのでは、企業であつたら潰れていきますので。やはりそちらの方向、町長は国の補助金の中の規制が厳しいからと。ある町でもありましたね、アパートなんかで。国の補助金、厳しいからって自費で、20何年前、長野県ですけれども、建てて。これは基準に、いわゆる子供たちがいる家庭にはどんどん安く出してということで、そこはもう満杯になって。そういう町はどんどん人口が増えているところもあるわけなんですけれども。

町長、やはりもう少し考えて。この決まりだから、国でこう言っているから、じゃなくて、柳津町は現状こうだから、町としてこうあるべきだ、こうしたほうがいい。だったら、例えば、特例、アパートにしても、例えば補助金に関しても特例がないなら町で独自にやっちゃうかとか。そういう方向を持っていきたいと思うんですけれども、これは一応、私、要望として、これ以上、町長の答え、今回、求めませんけれども、やはり先々を考えて、目の前の予算、町の財政も大変ですけれども、将来のことも考えた運営をしていただきたいと思い、これをもって私の質問を終わりたいと思います。

○副議長

これをもって渡邊俊典君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。



◎散会の議決

○副議長

お諮りいたします。

本日はこれをもって散会いたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○副議長

賛成多数と認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

長時間にわたり、ご苦勞さまでした。(午後0時05分)